身体的拘束最小化に向けての取り組みについて

当院では身体的拘束の最小化に向けて、次の体制を整備し、継続的な取り組みを行っています。

当院の基本方針

当院では患者の権利において、人権を尊重した医療を受ける権利を保障しています。そのため、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合の身体拘束に対しては、身体的拘束最小化チームを配置し、身体拘束を最小化する取り組みを行います。

認知症ケアチームと協働し、行動・心理症状のアセスメントおよびケアの妥当性を評価し、代替手段の検討とケアの実践を行います。また、看護師や多職種からの身体抑制代替手段に関する意見を積極的に取り入れ、組織的に身体抑制を最小化する体制を多職種と整備します。

当院では、身体抑制最小化において、患者・家族への説明責任を果たし、情報共有および共同意思決定を基本とします。身体抑制の適応に関しては、必要性・代替手段・リスクについて説明し、同意の取得および継続的な説明・評価を行います。

身体的拘束最小化チームの構成

多職種で構成する「身体的拘束最小化チーム」を設置しています。

- 専任医師
- 看護師長
- 専任看護師
- 薬剤師
- 管理栄養士
- 理学療法士
- 言語聴覚療法士
- 放射線技師
- 社会福祉士

チームの開催と活動内容

身体的拘束最小化チームは、適宜会議を開催し、次の活動を行います。

1. 身体拘束最小化に向けた指針の作成と見直し
2. 身体拘束最小化に向けた職員研修の企画・運営・評価
3. 身体拘束の事例の集計・分析
4. 身体拘束最小化に向けた取り組みと対策の検討
5. 身体拘束を行った場合の適正な記録の確認
 - 時間
 - 患者の心身の状態や様子
 - 緊急やむを得ない理由
6. 身体拘束最小化に向けた取り組み等の職員への周知
7. 身体抑制の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する

職員研修の実施

当院では、入院患者に係わる全職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重したケアの励行を図るため、以下の職員研修を行います。

1. 身体拘束最小化に向けた取り組み等の研修を、年 2 回行います。
2. 認知症チームワーキング内で、院外研修に年 1 回参加します。

身体的拘束の実施状況

直近 3 か月

期間	入院料算定日数	身体的拘束を実施した日	身体的拘束の実施率(%)
2026 年 7 月 1 日～9 月 30 日	2,167	56	2.6